

ふるべー

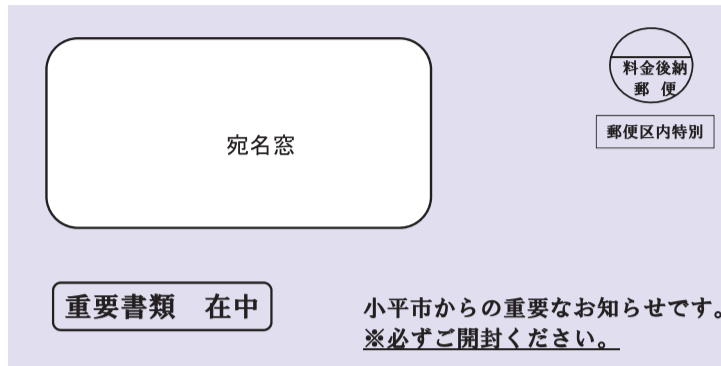
特別定額給付金 子育て世帯への臨時特別給付金 臨時号

特別定額給付金

新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として、1人10万円が給付されます。
詳しくは、5月26日(火)から順次発送する特別定額給付金申請書または小平市ホームページ(右図QRコードからアクセス)をご覧ください。



特別定額給付金
QRコード



小平市からの重要なお知らせです。
※必ずご開封ください。

給付対象者と申請者

▷給付対象者は、令和2年4月27日時点で、小平市の住民基本台帳に記録されている方
▷申請者は、世帯主の方

給付額 1人10万円
(世帯主にまとめて給付)

申請期限 8月31日(月)まで

申請から給付まで

郵送で申請

申請書が届く

5月26日(火)から、申請書を順次発送します。
※6月10日(水)までに申請書が届かない場合は、小平市特別定額給付金コールセンター(☎0120(884)655)へお問い合わせください。
※引越しをする方は、必ず郵便局に転送の手続きをしてください。

申請書を返送

申請書に必要な事項を記入し、申請者の本人確認書類、振込先口座確認書類を同封の返信用封筒(切手不要)で返送してください。

必要書類

- ▷申請書(必要事項を記入したもの)
 - ▷申請者の本人確認書類(運転免許証、マイナンバーカード、健康保険証、年金手帳、パスポート、在留カードなどの写し)
 - ▷申請者の振込先口座確認書類(金融機関名、口座番号、口座名義人が分かる通帳やキャッシュカード、インターネットバンキングの画面の写し)
- ※新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、原則市役所などの窓口では受け付けません。

返送先 練馬区豊玉北3-21-7 アリアス桜台ビル2階
小平市役所 特別定額給付金担当行

マイナンバーカードをお持ちの方 オンラインで申請

世帯主の方がマイナンバーカード(署名用電子証明書が格納されたものに限る)をお持ちの場合、利用できます。
※ICカードリーダーまたはカード情報を読み取り可能なスマートフォンが必要です。

マイナポータルサイトから申請

マイナポータルサイトから振込先口座などを入力したうえで、振込先口座の確認書類をアップロードし、電子申請してください。(電子署名により本人確認を実施するため、本人確認書類は不要です。)

検索 総務省マイナポータル

マイナポータルサイト
QRコード



口座に振り込み

(口座のない方には、受取方法を別途お知らせします。)

給付時期

- ▷郵送申請 6月中旬以降
 - ▷オンライン申請 5月下旬以降
- 申請書の審査が終わった方から順次振り込みます。

外国人の市民の方も

1人10万円(100,000YEN)を もらえます

日本に3か月以上の資格などを保持して、市役所に住所などを登録している外国人の方ももらえます。

このお金をもらうためには、市役所に申し込むことが必要です。

住所を登録している市役所から家族みんなの名前が書いてある書類がきます。この書類に銀行や郵便局の口座番号を書いて、通帳や在留カードなどのコピーと一緒に市役所に送ります。マイナンバーカードを持っている人は、インターネットで申し込むこともできます。

問合せ

市と国では、特別定額給付金のコールセンターを開設しています。ご不明な点は、お問い合わせいただくか、小平市ホームページをご覧ください。

問合せ ▷小平市特別定額給付金コールセンター

☎0120(884)655

(10月16日(金)までの平日の午前9時~午後5時)

※英語English、中国語Chinese、韓国語Korean、スペイン語Español、ポルトガル語Português、タガログ語Tagalog、ベトナム語Tiếng Việt でも対応します。

▷制度全般…総務省コールセンター☎0120(260020)(午前9時~午後6時30分)
検索 総務省 特別定額給付金

特別定額給付金のご案内

収入による条件

収入による条件はありません。
年金受給世帯、失業保険受給世帯、生活保護の被保護者に関わらず、支給対象です。なお、生活保護制度の被保護者の収入認定では、収入として認定しません。

配偶者などからの暴力を理由に避難している方へ

配偶者などからの暴力を理由に避難している方で、事情により今お住まいの居住地に住民票を移すことができない方は、世帯主でなくても同伴者の分を含めて、申出手続きと給付金申請をして、給付金を受け取ることができる場合があります。
詳しくは、特別定額給付金担当 (☎042(312)1095) へお問い合わせください。

世帯主が自分で申請(受給)できない場合

同じ世帯の方や法定代理人(親権者、成年後見人など)のほか、民生委員や親族など、ふだん身の回りの世話をしている方などが代理申請(受給)できます。
同じ世帯の方以外の代理の場合は、本人と代理人の関係を証明する書類を申請書に同封して返送してください。

がいこくご あんない 外国語でもご案内



小平市ホームページ(下図QRコードからアクセス)で、日本語・英語・中国語簡体字・中国語繁体字・韓国語・ベトナム語・フィリピン語・ポルトガル語・スペイン語・インドネシア語・タイ語・ネパール語版の特別定額給付金のリーフレットが見られます。

がいこくご
外国語リーフレット
QRコード



子育て世帯への 臨時特別給付金

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯の生活を支援するため、児童手当を受給する世帯に臨時特別の給付金(一時金)を支給します。

支給対象者

▷令和2年4月分(3月分を含む)の児童手当の支給を受けている方

※令和2年3月31日時点で小平市に居住していた方が対象です。
※特例給付(所得が限度額を超過しているため、手当が減額されている)の方は支給されません。

対象児童

▷令和2年4月分の児童手当の対象となる児童

※令和2年4月分の児童手当を受給していなくても、同年3月分の児童手当の対象であれば、4月から新高校1年生の児童なども対象です。
※令和2年4月1日以降に生まれたお子さんは対象外です。

支給額 児童1人あたり1万円

問合せ 子育て支援課☎042(346)9544

手続き・支給方法

▷原則、申し込みは不要で児童手当の口座に振り込み支給を希望しない方は、辞退の届出書を提出してください。

▷支給の時期は、6月下旬ごろを予定

支給対象予定者には、給付金のご案内を5月下旬に発送します。

▷公務員の方

公務員で職場から児童手当を支給されている方は、申請が必要です。申請書は、職場から配布されます。

6月1日(月)から9月30日(水)まで(必着)に、申請書を子育て支援課(〒187-8701 小平市役所)へ送付してください。

※7月下旬以降(申請書の審査後)に指定口座へ振り込みます。

ご注意ください

▷児童手当の支給にあたって、指定していた口座を解約などしており、給付金の支給に支障が生じる恐れがある場合は、児童手当の振込指定口座の変更手続きをお願いします。口座解約・変更などにより振り込みできない場合は、令和2年12月末までに口座登録の届出書を必ず提出してください。令和2年12月末を過ぎると支給を受ける権利を失います。
▷児童手当の現況届を未提出の方は、児童手当の受給資格が確認できないため、給付金が支給できません。速やかに現況届を提出してください。
▷給付金の支給を受けた後、支給対象者の要件に該当しないことが判明した場合などは、給付金を返還していただきます。

給付金などに便乗した うその電話やメールにご注意を

外出を自粛し自宅にいる方を狙った不審な電話などが多数確認されています。自宅の電話は留守番電話設定にし、相手の声を聞いてから電話に出るなど、すぐに電話に出ない対策をしましょう。少しでも怪しいと感じたら、遠慮なくご相談ください。

市役所や総務省などがATMの操作や手数料の振込、メールを送りURLをクリックして申請手続きを求めることは、絶対にありません。



問合せ

- ▷消費者ホットライン188 ☎188
- ▷新型コロナウイルス給付金関連消費者ホットライン ☎0120(213)188
- ▷警察相談専用電話 ☎#9110
- ▷警察署へ通報 ☎110
- ▷地域安全課 ☎042(346)9614

絶対に教えない
渡さない

- 暗証番号
- 口座番号
- 通帳
- キャッシュカード
- マイナンバー

寄付申請のご案内

給付金の辞退をお考えの方へ

給付金は辞退すると国へ返還されます。辞退せずに、いったん給付金を受け取り、市に寄付していただければ、市の事業に活用させていただきます。

詳しくは、小平市ホームページ(下図のQRコードからアクセス)をご覧ください。

問合せ 財政課☎042(346)9504

小平市
新型コロナウイルス
感染症対策
支援ページの
QRコード

